

三田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条の5 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,940円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7)～(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第6条の5 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 80,940円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7)～(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>